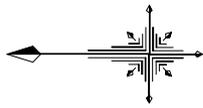


ニセコひらふ1条地区 住居表示案内図

(令和4年10月1日実施)



凡	例
—	町(丁目)界
—	街区界
③	街区符号
27	住居番号
—	街区界道路
—	河川
—	公園

住居表示板

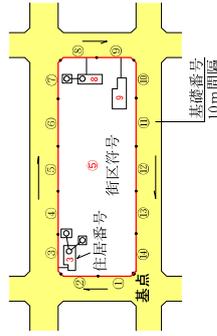
1-01-0101
1条1丁目
1-15
1
街区符号 住居番号

街区表示板

ニセコひらふ1条1丁目
NISEKO HIRAFU 1-CHOE 1
町名

街区符号 1

住居番号符定例



住居表示制度について

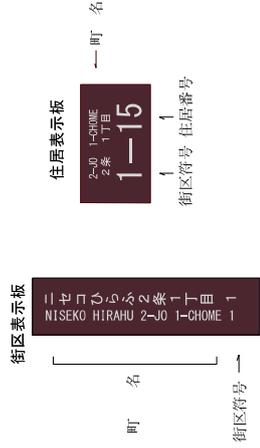
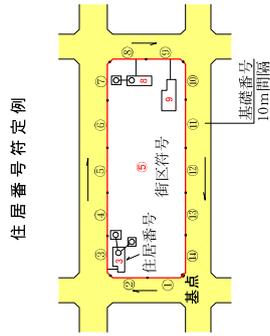
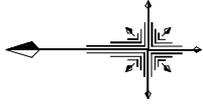
昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来、土地の地番による住所の表示方をやめ、町の区域を、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロックに起点を設けて、ある一定の範囲に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表す方法です。

したがって新住所の表われ方は「ニセコひらふ1条0丁目0番0号」ということとなります。

1:3500



ニセコひらふ2条地区 住居表示案内図 (令和4年10月1日実施)



住居表示制度について

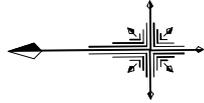
昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来、土地の地番による住所の表示方をやめて、町の区域を、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区番号という)と、そのブロックに起点を設けて、ある一定の間隔に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表示方法です。

したがって新住所の表わし方は「ニセコひらふ2条〇丁目〇番〇号」ということになります。

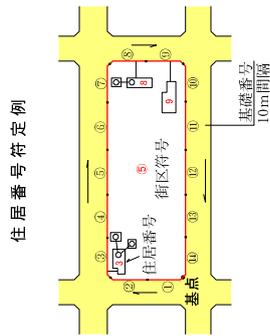
凡 例	
---	町(丁目)界
---	街区界
③	街区符号
27	住居番号
---	街区界道路
---	河



ニセコひらふ3条地区 住居表示案内図 (令和4年10月1日実施)



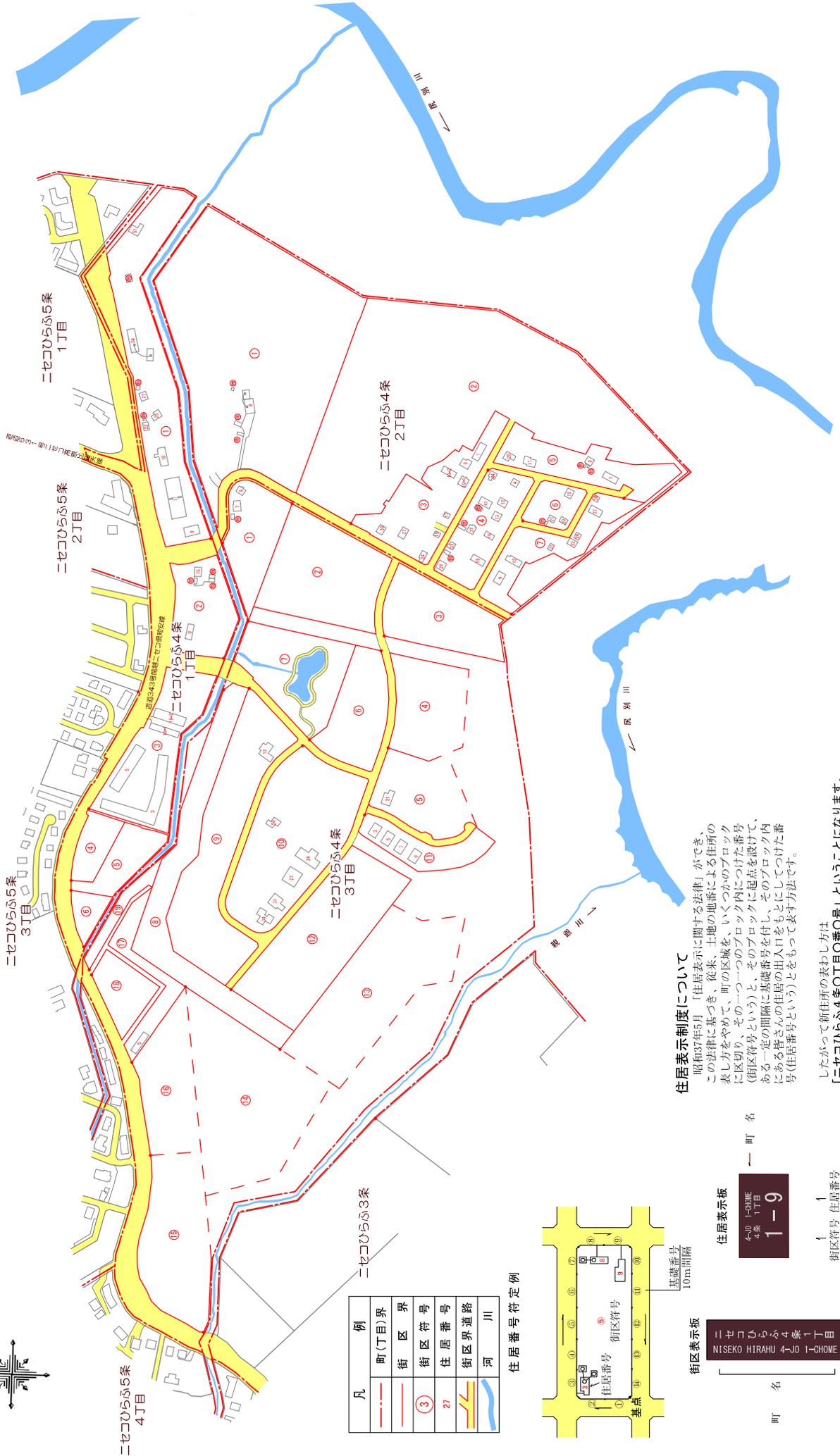
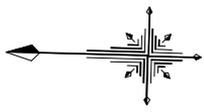
凡 例	
	町(丁目)界
	街区界
	街区符号
	住居番号
	街区界道路
	河



住居表示制度について
 昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来、土地の地帯による住所の表示方をやめて、町の区域を、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロックに起点を設けて、ある一定の区間に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住所の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)をもって表示方法です。

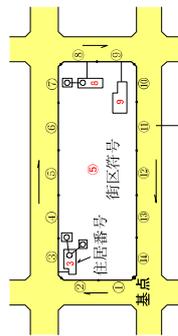
したがって新住所の表わし方は「ニセコひらふ3条〇番〇号」ということになります。

ニセコひらふ4条地区 住居表示案内図 (令和4年10月1日実施)



凡	例
—	町(丁目)界
---	街区界
③	街区符号
27	住居番号
—	街区界道路
—	河

住居番号符定例



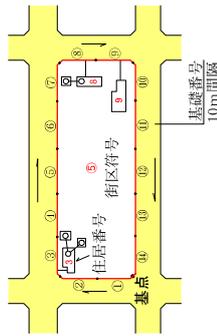
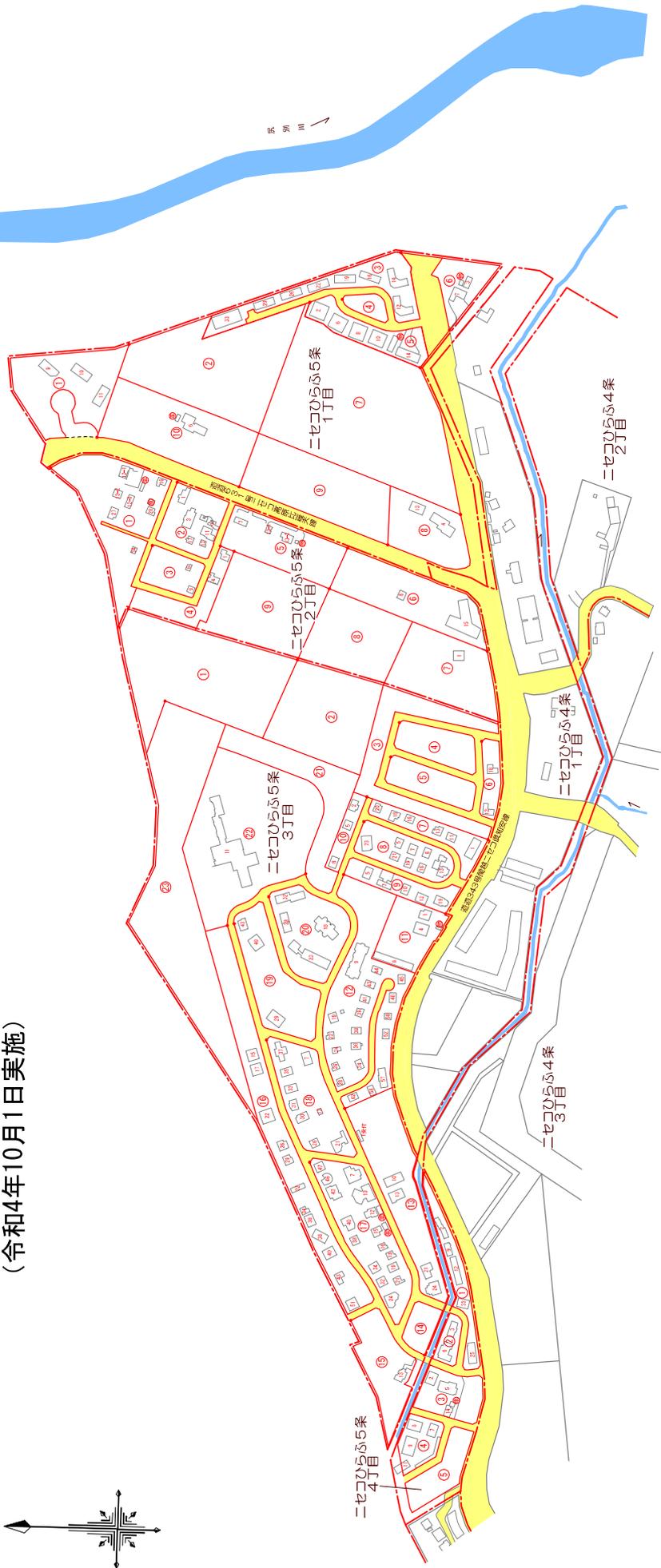
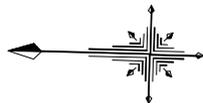
住居表示板
4-01-00000E
4条 1丁目
1-9
1
街区符号 住居番号

したがって新住所の表おし方は
「ニセコひらふ4条0丁目〇番〇号」ということになります。

住居表示制度について
昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来、土地の地番による住所の表示方をやめて、町の区域を、いくつかのブロックに区切り、その一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロックに起点を設けて、ある一定の範囲に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表す方法です。

ニセコひらふ5条地区 住居表示案内図

(令和4年10月1日実施)



住居表示制度について

昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来、土地の地番による住所の表示方をやめて、町の区域を、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区番号という)と、そのブロックに起点を設けて、ある一定の間隔に基礎番号を付し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)をもって表す方法です。

したがって新住所の表わし方は「ニセコひらふ5条0丁目0番0号」ということとなります。

凡	例
---	町丁目界
---	街区界
③	街区番号
27	住居番号
---	街区界道路
---	河川